

茨城の教育

第2回人事異動ルール見直し交渉報告

第2回目の人事異動ルールの見直し交渉を6月29日に行いました。交渉に先立ち、実習教員部からは、実習教員の異動ルールは教員とは別に独自のルールを作る等独自の独自要求書を提出しました。

公募型人事異動ルールについて

今回の交渉では、公募型人事異動希望調査について、欠員に配置されている再任用・講師について、前回組合からの「希望を十分に聞き取ってから公募を出すように」という要求を踏まえ、次年度継続の意思を確認するよう内容が変更されました。

また学校長へ通知される7月下旬から8月までの間に、校長が本人から意思確認をするということになりました。

通常異動希望の時期と比べて意思確認の時期が早まります。現在校・異動希望も含めて、校長にしっかり意思を伝える必要

があります。

同一校在職年数上限を引き上げる

同一校在職年数上限については、当初提示案では短いと組合からも要求し、さらに校長会からも短いという意見が出たことから、当初提示案（7年）よりも長い年数にすることで、案が進められていることが明らかになりました。

また、上限年数が長くなったことと引き換えに校長裁量については削減する方向で案がまとめられています。



茨城県高等学校教職員組合
水戸市平須町1番93
Tel 029-305-3075
e-mail iba-kou@ihfsu.net
HP https://ihfsu.net/

異動希望書の様式について

異動希望書の様式については、前回の提示案のように、「現在校希望」がなくなり、「異動」、「現在校希望だが異動するとすれば」、「異動対象でない」の3つから選ぶことになっています。

「異動」「現在高校希望だが異動するとすれば」を選んだ場合、希望するグループを三つ記入することになります。しかし、グループだけではなく「現在校に残りたい理由」や「グループの中で異動してもよいと考える学校名」なども記入する欄を設けるという方向が確認されました。

前回の交渉では、県教委の学校名は校長に申し出ることができるという回答に対して、組合は「異動希望書に学校名を書くことができないと安心できない」と学校名を記入できるように改善することを要求しました。結果、学校名が書けるようになりました。

また、異動希望書を提出した教員には、1月に異動があるか、ないかの提示があるということです。

60歳を超えた教員の扱いについて

60歳を迎えた者の扱いについては、今年度末の再任用者から「現在校の希望」ができるようになります。今後は、60歳を超えても「現在校希望」ができるようになります。

令和7年で在校年数が上限に達したもののについては、残り3年がある時点で、異動の対象となることで検討が進められています。

以上のような点を6月29日の交渉では確認しました。確認した方向で今後人事ルールの見直しが進められ、例年のように11月中旬に異動希望書が配布され、新しい人事ルールが公表されます。

引き続き、組合では人事ルールについての交渉に取り組みますので、不明な点や要望がありましたら組合本部に電話やメールでお知らせください。

共同運動、教育関係の県の回答

新婦人との懇談

県立学校（高校、特別支援、中高一貫）10校で実施されたトイレ個室に生理用品を置く取り組みについて、県の回答は「1ヶ月当たりの生理用品使用率は10

校すべてにおいて1割に満たなかったため、すべての学校のトイレの個室への設置の必要性は低いと考えます」でした。

1割でも使用率があったことは1割の生徒には必要だったということで、貧しくて生理用品が買えない子どもがいることを重視すべきです。

県教育委員会が女性の人権を守るために、ジェンダー平等社会を実現するための取り組みだという宣伝をして取り組みをすすめるべきだという意見が出されました。

また、当日参加した担当者が全員男性であることを問題にしました。全校に拡大しないという結論に対して女性の県職員がどれだけ関わっているかが問われます。「拡大しない」という結論ではなく、持ち帰って再検討することを要請しました。

高教組との懇談

小学校などで特別支援学級に通う子どもたちが授業中に普通学級との交流を行う場合の1クラスの人数制限はありません。

茨城県の場合1学年3学級以上の学校は35人学級になっていますが、21年度の市町村統一要求に対する回答で交流で42人になることもあるという回答がありました。

県はそうした話を聞くことな

く、人数制限をしないという態度を取っています。本来ならば、交流学級を行う場合は普通教室の人数を35人以下にして、交流で35人にする必要があります。また、特別に教師を増員する必要があります。

茨城県ではICT教育で学習用端末（タブレット）の購入を保護者負担にしています。住民税非課税世帯の生徒を対象にタブレットを貸与していますが、非課税世帯は4人世帯で年収270万円以下の家庭です。県教委は貸与の基準の引き上げの要望がないので、基準の見直しをしないと回答しました。

学習用の端末を使った授業以前に、機器の不具合の修理や設定に時間が取られ、授業に専念できないことの改善を求める要求に対して、県は「GIGAスクール運営支援センターを開設し、2名の職員を配置しメールでの相談を行っている」という回答でした。

他県では支援員が配置されているという質問に対して「支援員は配置していない」と言うだけでした。つまり、不具合や設定はすべて教員に丸投げされています。

全国学力テストの都道府県ごとの順位付けは文部省は行っていないという回答でしたが、県ごとの平均点数を文科省が発表

しているのです、新聞社などが順位付けをしています。しかし、点数差はそれほどない中で順位付けがなされて、順位付けされることで対策が強制されています。県ごとの平均点数を公表することもやめるべきです。

教員自身が体験したことがない部活の顧問を強制されることに対しては、勤務時間外の指導は自発的な指導で、専門的な知識や技能が重要という回答をするものの、新採者などに部活の顧問が強制されることに踏み込んだ回答はありませんでした。

つくば市は子どもの数が急増しているにもかかわらず、つくば市内の県立高校が3校しかなくて結果他市町村の高校を受験せざるを得ません。県はつくば市は子どもの数が増えているが、その他の市町村は子どもが減っている。エリアを基本に学校を配置しているので、エリア内の他市の高校を受験して欲しいという態度を取っています。

しかし、つくば市の中学生が他市の高校に進学することで、



土浦一高も土浦二高も牛久栄進高校もつくば市在住の学生が半数を超えています。逆に考えれば、土浦や牛久の中学生は他市の高校に進学せざるを得ません。

また、他市に通学することで交通費がかかり、公的交通機関がない高校には親が送迎せざるを得なくなり、自転車で通学するといっても自転車道が未整備であったりしています。ところが、県教委はつくば市の中学生はエリア内の高校に進学して欲しいと言うだけで他市の高校に通うための交通費の補助やバスや自転車道の整備などは全く何もやっていません。

ヤングケアラー問題は今年の県議会で自民党の議案提案で条例が制定されたことを受けて、今年的一般会計予算で予算化されて、4~7月に全中学校、高校で全生徒対象、小学校6年生抽出でアンケート調査を実施しました。

アンケート結果をもとに有識者会議で検討を進め、11月に審議のまとめが公表されます。ヤングケアラー問題の背景にあるのは、保護者の貧困と長時間労働です。最低賃金の引き上げや給付制奨学金等の制度的な改善とともにヤングケアラーにならざるを得なかった高校生に対する個別の支援を充実させていく必要があります。

常総水害訴訟勝利判決

7月22日（金）に、水戸地裁は2015年9月の常総市鬼怒川氾濫による水害に対し、「若宮戸地区で河川区域指定を怠った」として国の責任を認め、同地区の住民9人に対して計約3900万円の賠償を命じました。

水害を巡る裁判で国に賠償を命ずる判決は極めて異例なことで、歴史的判決と言えるものです。

水害訴訟では大阪府大東市の住民が国などを訴えた「大東水害訴訟」で、「改修中の河川で改修計画に不備がなければ、国の責任は問わない」とする最高裁判決（1984年）が司法判断の根幹となっていて、冬の時代が続いてきました。

今回の裁判でも、国側は「改修計画に不合理な点はなく、計画の順序があつたまま改修計画が間に合わなかったところで洪水が起きてしまった」「若宮戸地区の河川区域指定は改修計画とは無関係」と国に責任はないと主張してきました。

原告住民は「改修計画は最も危険度の高いところから実行すべきであり、若宮戸地区も上三坂地区も改修計画の一番最初に

取り組むべきところで、二つの地区の改修を国は放置した」と国の責任を追及してきました。

今回の判決では、若宮戸地区の国の責任を認めたものの、上三坂地区に対しては「国は流域の状況を考慮し、できる場所から改修していた」「安全性を欠いていたとは言えない」として、訴えを棄却しました。つまり、今回の判決は、若宮戸地区は国に賠償を命ずるが、上三坂地区は訴えを棄却するというものです。判決後に、上三坂地区の洪水で被害を受けた原告は高裁に上告することを決めました。

ところで、7年前の常総水害では、マスコミや行政から「がんばっぺ常総」という言葉が流れてきました。「がんばっぺ常総」は、「水害は自然災害だから仕方がない。文句を言わずに我慢しよう」という意味の言葉です。

「ばんばっぺ常総」は巧妙なプロパガンダ宣伝とも言えるものです。しかし、水害では災害前、災害時、再建時の行政の取り組み・支援が具体化されないと被害は拡大します。住民は今回の原告のように我慢しないで、国や県の行政責任を追及する必要があります。

今回の判決を踏まえ、プロパガンダ宣伝をはね返す運動に取り組む意義を再確認していく必要があります。